

玉木議員要望項目一覧

令和7年度12月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
1 『令和の改新・サンドアライアンスPT』の組成について 大阪・関西万博で結んだサンドアライアンスのレガシーを2030年サウジアラビア・リヤドで開催される登録博覧会「リヤド万博」へと繋げていくため、経済・観光・文化・学術連携等を強化し、今後のインバウンドのみならずアウトバウンドにも繋がるよう、サウジアラビア政府と戦略的提携に関する覚書(MOU)を令和の改新として推進する事を要望する。 例えば、鳥取大学乾燥地研究センターとの共同研究や地域未来共創センターと連携した若者や学生企業家によるスタートアップアカデミーの共同設立、さらに経済界とのマッチング窓口設置に向けた部局横断型プロジェクトチームの組成を検討してほしい。	砂にまつわる展示を行う出展地域間によるサンド・アライアンス結成や加盟パビリオンを巡る砂ンプラリーの実施などにより、大阪・関西万博を通じてこれまで繋がりのなかった地域との友好交流を推進させた。 今後もレガシー継承としてサンド・アライアンスの取組を進めていくこととしており、サウジアラビアとの連携については、引き続き友好交流の促進に努めていくとともに、鳥取大学が乾燥地研究の分野での連携を進めていることから、県としてもサウジアラビア政府との橋渡しなど支援していく。

要望項目	左に対する対応方針等
2 社会福祉法人鳥取いのちの電話支援事業について 本県では第2次鳥取県自死対策計画に沿って誰もが自死に追い込まれることのない社会の実現を目指し、令和11年までに自死者数を50人以下とする目標を設定しているが、50人までならいいのか？ 目標とするなら0人ではないか？目標の訂正を要望する。 また、令和7年度「みんなで支え合う自死対策総合支援事業」として「鳥取いのちの電話支援事業」を行っている。この事業は今年で開局30周年を迎え県内自死者数は着実に減少しているものの、心に悩みを持つ人から直接電話相談を受ける相談員の確保に困窮している。 相談員募集の周知及び広報活動は適時実施しているものの、第32期電話相談員養成講座の参加人数は3人とどまっている。 相談員が十分に配置できない日もあり、勇気を振り絞って「いのちの電話」にかけてくれた人に対応できない時もあると伺っている。 鳥取県の自死者数0人を実現するためにも、いのちの電話は重要な事業であり、新たな相談員養成を進めるために広報や支援の形を県も率先して検討するよう強く要望する。 さらに、若年層における相談体制の構築を目的としたLINEを活用した「とっとりSNS相談事業」についても、SNSでの対応であるにもかかわらず、相談期間が毎週月・水・金、毎月第2第4土曜日など限られていること、また、相談時間も午後5時から9時までと短い。1千万円近い予算を使っているのなら24時間対応するべきではないかと考える。 さらに時間外に相談すると、時間外と営業時間のアナウンス表示があるだけで、それ以降何もフォローがない。例えば相手側から連絡した足跡は残っているはずなので、どうになりましたか？などのサポートフォローがあっても良いのではないかと感じた。顔が見えないからこそ、こうした点についてもっときめ細やかな対応を要望する。	鳥取県自死対策計画における自死者数をはじめとする数値目標は、ご指摘も踏まえて次期計画策定時にどのような目標が適切か、関係者の意見も伺いながら検討するとともに、今後とも誰もが自死に追い込まれることのない社会の実現を目指した対策を推進していく。 電話相談員は全国的にも減少しているが、本県では、相談体制の維持及び相談員の確保が重要であると認識していることから、受講者募集に係る新聞広告などによる周知に加え、鳥取いのちの電話からの要望を受け、西部の相談員確保を目的とした養成講座の開催経費を支援しているところである。今後もさらなる相談員の確保に向けて、事務局と連携しながら必要な働きかけを検討していく。 また、「とっとりSNS相談」について、相談日には2名の専門職が対応しており、更にスーパーバイザーによる助言体制をとるなど、質の高い相談体制を整えている。一方、人材確保が難しく24時間対応ができていない状況であるため、時間外や相談日以外にアクセスされた方には、誰でも利用することができる県外NPO団体運営の24時間相談窓口の案内を画面表示し、今相談したい気持ちに対応できるようにしているが、その案内が分かりづらかったため、改善したところである。 今後も、SNS相談をはじめ、タイムリーに相談対応できるよう鳥取いのちの電話など県内の様々な相談窓口を担う機関と連携し、それぞれの事業を相互に補完しながら、悩みを抱える方の助けとなる効果的な相談体制について、総合的に検討していく。

要望項目	左に対する対応方針等
3 県内労働力不足について 現場からは人手不足に対する悲痛な叫びが聞こえてきます。 児童福祉施設や障がい児・者の療育施設、保育園や高齢者福祉施設など、福祉サービスを受ける側も提供する側も安心安全で満足感のある鳥取県を目指して、保育・看護・介護等職員の職員配置の充実と配置基準の更なる引き上げ、そして処遇改善も含めて、鳥取県単独の補助をより一層検討して現場の声に対応する事、そして国に対しても更なる要望活動に力を入れていただきたい。	保育・看護・介護等職員について、利用者の態様等によって手厚い配置が必要な施設については、配置基準を上回る部分への県単独施策も含めて支援を実施しているところであり、引き続き充実に向けて関係者と意見交換していく。 また、これまでも職員配置の充実、配置基準の引き上げ、処遇改善等について国に対して要望しているところであるが、引き続き機会をとらえて強く要望していく。 特に保育士の更なる処遇改善と配置基準改善の推進や令和7年度に要件付きで創設された1歳児配置改善加算（配置基準を6：1→5：1にした場合の加算制度）について、加算要件を撤廃し、加配を実施する全ての保育施設等を対象とするとともに、人材確保の状況を踏まえつつ、1歳児に係る配置基準の見直し（6：1→5：1）を早期に実現することについて、令和7年8月に国に対して要望を行ったところであり、今後も引き続き国に要望していく。 なお、1歳児保育にあたり国基準を上回って保育士を配置（4.5：1）する施設に対する県独自の補助制度を設けており、保育施設における人材確保への支援を行うとともに、手厚い人員配置による保育士の負担軽減と保育の質の向上に繋げている。